

氏名	金 在根
学位の種類	博士（コミュニティ福祉学）
報告番号	乙第307号
学位授与年月日	2015年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	障害者の「あきらめ」の構造と介助関係に関する研究 ——肢体不自由者の自立生活前・後の「あきらめ」の変容に 着目して——
審査委員	(主査) 三本松 政之 浅井 春夫 結城 俊哉 稲沢 公一（東洋大学ライフデザイン学部教授）

# I. 論文の内容の要旨

## (1) 論文の構成

### 序章

- 1 研究の背景
- 2 問題の所在
- 3 研究の枠組み
- 4 研究の目的と方法
- 5 本研究の構成

### 第1章 自立生活の理念と自立生活をめぐる論点

- 第1節 2つの自立生活理念
- 第2節 自立生活をめぐる論点と「あきらめ」

### 第2章 障害者の「あきらめ」の内容

- 第1節 調査の概要
- 第2節 「あきらめ」のイメージ
- 第3節 自立生活前の「あきらめ」
- 第4節 自立生活後の「あきらめ」

### 第3章 自立生活にみる障害者の「あきらめ」の分析

- 第1節 分析の方法
- 第2節 自立生活前・後の「あきらめ」の比較
- 第3節 障害者の固有の「あきらめ」の構造
- 第4節 「あきらめ」を生む介助関係－介助関係の非対称性－

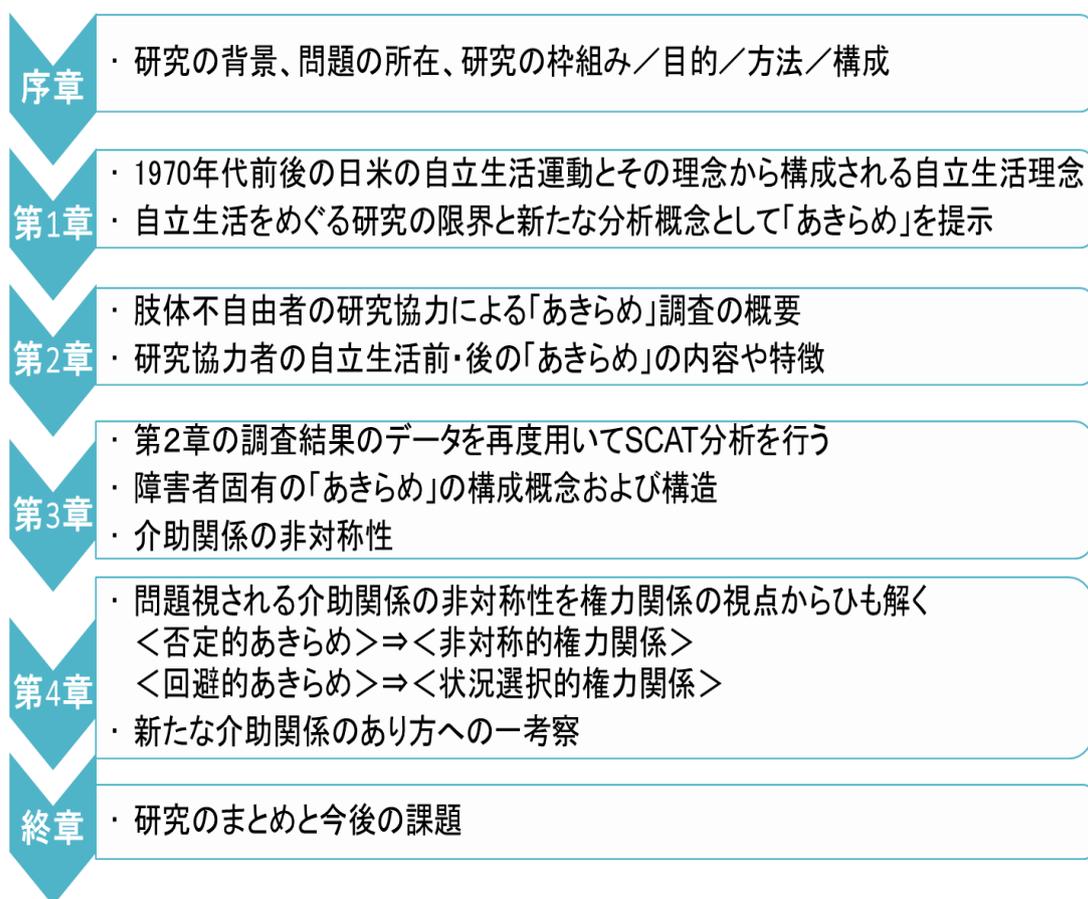
### 第4章 障害者の介助関係にみる権力関係

- 第1節 自立生活運動における介助関係
- 第2節 介助関係を問うための権力関係
- 第3節 <非対称的権力関係>と<状況選択的権力関係>
- 第4節 新たな介助関係のあり方－自立生活における権力関係の再編成－

### 終章－研究の意義と介助関係にみる課題

- 1 研究の内容とまとめ
- 2 「あきらめ」視点に基づいた研究の意義と今後の研究の展開
- 3 今後の研究課題

## 【各章の位置づけ】



## (2) 論文の内容要旨

### 1) 本研究の背景

日本の障害者福祉は第二次世界大戦前には軍事扶助法（1917年制定）など傷痍軍人を対象にした法制度のみで、障害者は家族または宗教団体や篤志家、社会事業者などの民間慈善団体によって保護される生活が主であった。戦後、憲法に福祉的理念が導入され法的整備がされるなかで障害者の生活保障に関する取組みも始まった。しかし、障害福祉の政策は障害を治療の対象に考える医学モデルに基づいた訓練主義や保護主義が根底にあり、障害者は可能な限り他人に依存せず一人で生活ができるようになることが求められた。そのため、障害者はリハビリテーションや訓練などを受けつつ、自分で身の回りのことや生産的の仕事ができるようになることを目標に生きてきた。そのなか、身辺自立や経済的自立といった健常者と同様に課せられた目標において一定の水準に到達できる見込みのない重度障害者は一生家族の世話を受けるか、家族が支えられない場合には施設に入り地域から離れた生活を余儀なくされた。

1970年代前後において米国では障害者による自立生活運動が始まり、その成果として重度の障害者であっても自立することができる新たな自立概念とその仕組みが誕生した。こ

れが「自己決定」を核概念とした自立生活理念そして自立生活センターを中心とした自立生活支援体制である。一方、日本でも1970年前後の障害者運動の影響のもとで家族や施設から出て、ボランティアなどの介助を受けながら地域で一人暮らしをする障害者が増えてきた。さらに1980年代に入ると米国を中心に展開された自立生活センターという自立生活の支援の仕組みが日本でも始められた。

一方、障害（ディスアビリティ）を社会の障壁として意味づけ、障害は個人ではなく社会によって構築されるものとして捉える社会モデルや、北欧を中心としたノーマライゼーションの理念が世界に広がったこと、さらに、国連が1981年を国際障害者年と指定し、障害者の「完全参加と平等」を謳ったことなどの影響から、日本の施設中心の障害者施策は少しずつ地域を基盤にした生活支援に変わるようになった。

政策としては、1990年代末から始まった社会福祉基礎構造改革によって日本の社会福祉は大きく転換することになった。1998年6月に基本理念や福祉サービスの利用などを内容に「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会）が取りまとめられた。ここに書かれた改革の理念を見ると、サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立、地域での総合的な支援、多様な主体の参入促進、サービスの質と効率性の向上、事業運営の透明性の確保、費用の公平かつ公正な負担、参加による福祉の文化の創造の7つであった。このなかで特にサービスの利用者と提供者との対等な関係を確立することや利用者本位の考え方から地域での支援を考えることなどは障害者の自立生活にとって重要な意味を持った。その後、社会福祉基礎構造改革の一環として2000年には社会福祉事業法が社会福祉法に改正・改称された。障害者福祉領域では2003年には支援費制度が施行され、重度障害者の自立生活がより拡大することとなった。

## 2) 先行研究における残された課題と本研究の位置づけ

自立生活理念で鍵となるのは自立の概念の転換である。今までの自立は、自分の身の回りのことが一人で出来る身体的自立と、職業をもって収入を得る、いわゆる生産と消費の活動を行う経済的自立として捉えられてきた。しかし、障害者はこの二つのどちらも実現することが難しく、自立とは程遠い存在として認識されていた。そこで、既存の自立の概念を覆し、新たな自立の概念を誕生させることによって障害者は自立生活を手に入れることが出来た。しかし、障害者は施設で身につけた生活態度が自立生活後にも変わらず、自分の欲求を意識化したり生活を組み立てたりすることが難しいことや、介助者に遠慮してうまく指示が出せないことなどが見られた。このように自立生活前と自立生活後の生活は深い関係をもつが、先行研究では自立生活前と後を連続して捉える視点が不十分であることが課題と考えられる。

また、障害者の自立生活に関する研究を見ると障害者の立場から介助関係に注目した研究や、介助者の立場から自立生活の課題や介助関係に注目した研究、障害者と介助者の対立に注目した研究などがあるが、自立生活の課題が障害者と介助者の両者関係に止まり、自立生活の課題が個人的な問題とされることがあり、自立生活の潜在化した課題を顕在化

することが不十分であることが課題と言える。

最後に、2000年以降、介助者の立場に注目する研究や、介助者との相互作用を重視した研究は増えているが、自立生活の課題について障害者の生活の中から問題を見出すということが不十分であると言える。

以上の先行研究の検討をもとに、本研究は自立生活を現在の生活のみならず、自立生活前の親元や施設での生活が現在の自立生活とどのような関係にあるかを考察した。そして、自立生活における介助関係をめぐる課題を二者関係の問題ではなく、社会、環境的、そして権力関係の視点から捉えることによって、個人的問題ではなく社会的問題として位置づけている。

### 3) 本研究の目的

かつて(特に重度の)障害者は施設や親元で暮らすことしかできず、親や施設の職員の介助による生活では自分の望む生活が難しかった。このような現実を変えるために自立生活の理念を見出し、その実現のために自立生活運動が展開されたのである。しかし、自立生活をしている一部の障害者にも自分の望む生活を「あきらめ」ているように見られる状況が存在している。本研究ではこの障害者の「あきらめ」に着目し、自立生活のなかに潜在化している問題を明らかにすることを目的とした。具体的には次の3点にある。1つ目は、自立生活における障害者の「あきらめ」の構造を明らかにすることである。本研究では「あきらめ」を欲求の発生から欲求への思いを断ち切るまでの一連のプロセスを持つ概念と捉え、自立生活前の「あきらめ」と自立生活後にもみられる「あきらめ」との関係に着目しその分析を通して、介助関係において生じている「あきらめ」の構造と機能を明らかにする。2つ目は、「あきらめ」の分析を通して自立生活に潜在化している課題を顕在化することである。自立生活における課題の考察は障害者と介助者の二者関係に止まったり、個人の問題とされたりしてきた。障害者は社会の差別に戦うためにはまず、自分のなかに潜んでいる健常者性と戦わなくてはならなかった。社会構造の問題を認識するためには障害者自身が内面化している社会性そのものを一度外在化し、批判的に捉えることが求められる。「あきらめ」の分析を通して今までの研究では見られなかった自立生活を規定する背景となる社会認識に関わる構造を提示する。3つ目は、顕在化した課題の解決に向けて介助関係に見られる権力関係の考察を行う。自立生活の課題の顕在化に止まらず、顕在化した課題を解決し、自立生活理念に基づいた障害者の自立生活を実現するための介助関係に着目した戦略的な方法を模索する。

### 4) 研究方法

研究の目的である自立生活の課題を明らかにするための新たな視点として「あきらめ」を用いた。調査は自立生活センター(CIL)に所属し、自立生活をしている肢体不自由者を対象に行った(本研究では研究への主体的参加という観点から彼らを研究協力者と言う)。具体的には、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、香川、広島、福岡の8ヶ所にある18ヶ所

の CIL から協力を得て 48 人（49 人であったが、1 人は言語障害のため聞き取れず、48 人となった）の協力を得ることができた。調査は半構造化調査としてインタビューを行った。質問項目として、①研究協力者の基本情報、②「あきらめ」イメージ、③自立生活前の「あきらめ」の経験、④自立生活後の「あきらめ」の経験、⑤その他を用意した。

自立生活前・後の「あきらめ」の変容を分析するためには 2 つの分析方法を用いた。

最初は、収集データをもとに「内容分析」(content analysis) を行い、障害者が自立生活前と自立生活後(から現在まで)に何を「あきらめ」ているかを明らかにした。具体的には、インタビューの音声データをテキスト化した（逐語録の作成）。そして、文字化されたデータの記述を読み込みながら類似性のあるものをカテゴライズ（コーディング）し、最終的に概念を抽出するためのネーミング（コーディング）を行った。研究が恣意的にならないようにネーミングなどを行う際にはスーパーバイザー(元指導教員)と他の研究者(1 人)の協力を得て行った。

次に「あきらめ」の構造を捉えるために第 2 章の自立生活前・後の「あきらめ」の内容を再分析し、そこから「あきらめ」の構成要素を明らかにした。この分析のために SCAT (Steps for Coding and Theorization) 分析方法を一部改変して用いた。SCAT 分析方法は質的データからその構成概念を導き出し、理論化をすることが可能である。具体的な分析の手順を見ると、マトリクスの中にセグメント化したデータを記述した後、セグメントごとに〈1〉データの中の着目すべき語句、〈2〉それを言いかえるためのデータ外の語句、〈3〉それを説明するための語句、〈4〉そこから浮き上がるテーマ・構成概念の順にコードを考えて付していく。

具体的には、まず、第 2 章でまとめた 48 人の「あきらめ」のデータを再度用いてテキストを作った。自立生活前の「あきらめ」は 42、自立生活後の「あきらめ」は 24 のテキストを用いてステップ 1 から 4 までの手順を行った。その後ストーリーラインや理論の記述の手順ではなく、構成概念のカテゴリー化とそのカテゴリー間関係を考察し、「あきらめ」の構造に導いた。

分析の際には、まず筆者一人で SCAT 分析手法にしたがってコーディングから構成概念の抽出までの 4 つのステップを行った。次いで、スーパーバイザーとその他 2 人の研究者の協力を得て全てのステップを再検討し修正を行い、自立生活前と自立生活後のそれぞれの「あきらめ」の構成概念を抽出した。

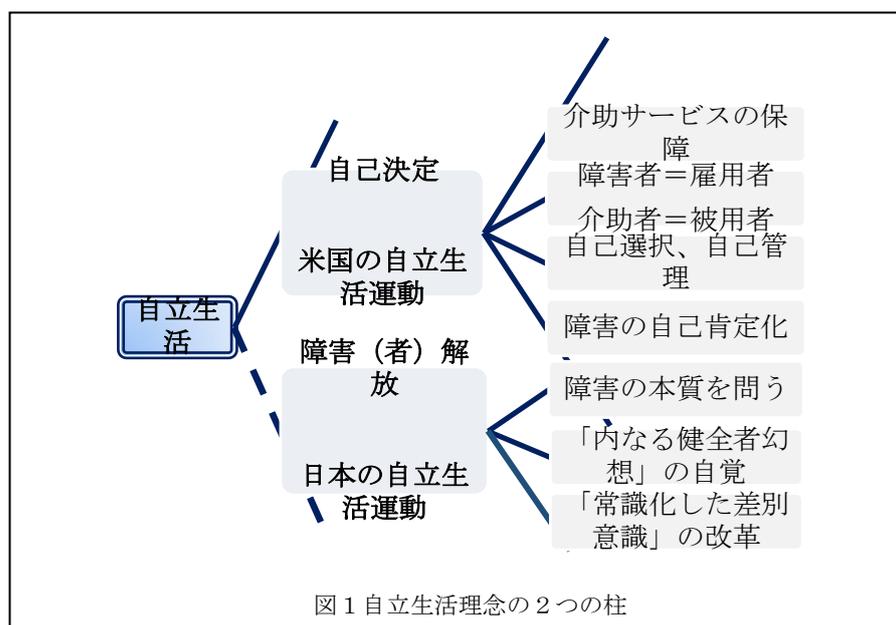
## 5) 倫理的配慮

本研究における調査の設定から実施などの研究全体は「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」に基づいて行った。インタビュー前に郵送で研究協力者に研究の目的、方法、質問の内容を伝えた上で研究協力の同意を得た。また、インタビューを始める前には、答えたくない質問には答えなくてもよい旨を伝えた。さらに、研究の公表にあつては名前、所属機関などの個人情報には匿名にし、研究協力者が特定できないようにするとともに、本人の確認と了承を得た上で公表した。

## 6) 各章の概要

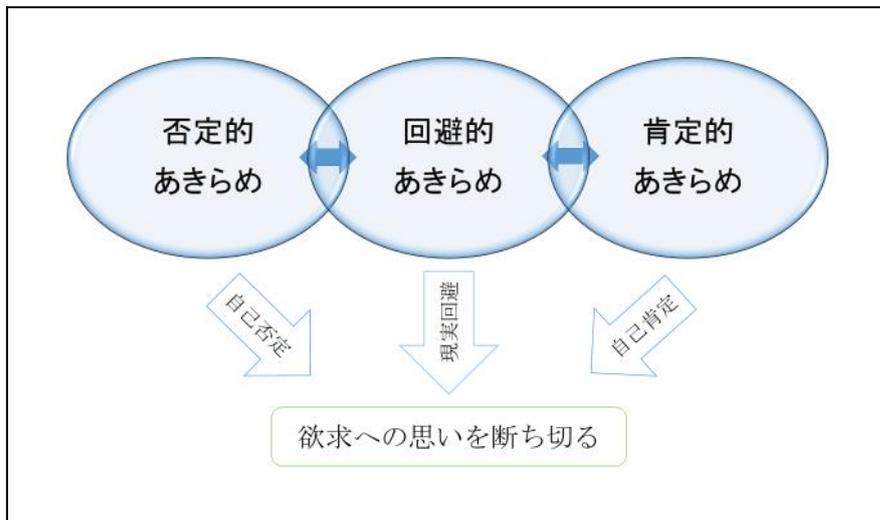
序章では、研究の背景、問題の所在、研究の枠組みと目的および方法、そして研究の全体の構成についてまとめた。日米の自立生活運動の影響から多くの障害者が親元や施設から離れて自立生活を勝ち取ったものの、自立生活のなかでも課題は存在するという問題意識から研究の枠組みを明確にした。障害者の自立生活に関する研究には障害者の立場から介助関係に注目した研究、介助者の立場から自立生活の課題や介助関係に注目した研究、障害者と介助者の対立に注目した研究などがあり、これらの先行研究を概観し、自立生活前と自立生活後の生活の関係の連続性を重視する視点が不十分であることや、自立生活の潜在化した課題を顕在化すること、さらに障害者の生活の営みのあり方の中から問題を見出すことが不十分であることを指摘した。

第1章では3つの論点について検討をした。第1に、米国の自立生活運動と日本の障害者運動を整理し、日本の自立生活理念の形成には2つの柱があることを明らかにした。一般的に自立生活理念は米国の自立生活運動から生まれた理念であると言われるが、障害者問題の本質として社会によって作られた「障害」に基づいた視点が弱いことから、本研究では自立生活理念を支えるもう一つとして日本の1970年代の障害者運動の思想を位置づけた。



第2に、障害者にとっての「介助」の意味についてである。介助概念は受け手の方に主導権を与え、受け手中心の援助関係を求めており、新たな介助する一介助される側の対等性が模索されている点に注目した。

第3に、自立生活の課題に対する新たな視点として「あきらめ」の概念を提示した。「あきらめ」は誰もが欲求の発生から欲求への思いを断ち切るまでの過程で、否定的、肯定的、回避的側面の「あきらめ」を経験することから「あきらめ」を<否定的あきらめ>、<肯



定的あきらめ>、  
 <回避的あきらめ  
 >の3つに分類し  
 た。

第2章では、自立生活センターに所属する肢体不自由者48人の研究協力者への半構造化インタビュー調査を実施した内容をまとめた。この調査から得られた自立生活前・後の「あきらめ」のデータをもって、内容分析および量的分析を行い、自立生活前・後の「あきらめ」の内容および特徴を明らかにした。

結果として、自立生活前は「性・異性・結婚」に関する「あきらめ」や余暇・趣味に関する「あきらめ」がもっとも多く見られ、自立生活後は「プライバシー・ライフスタイル」に関する「あきらめ」の内容がもっとも多く見られた。また、自立生活後の「あきらめ」の特徴として二つに注目した。一つは、自立生活を送っている今は「あきらめ」をしていないという答えが多かったことである。障害者は今までの経験から無意識のなかで自分のできる範囲を設定し、その線を越えない生活をしてきたことや、できないことに対して自分の身体的障害故の問題と片付けるため欲求をもつと認識する前に「あきらめ」ていたことから「あきらめ」は無意識のうちに消え去っていたことが見られた。

もう一つは、「プライバシー・ライフスタイル」に関する「あきらめ」はもちろん、その他の「あきらめ」においても主に介助者が関係していることが明らかとなった。そのため障害者の「あきらめ」を論じるためには障害者と介助者の介助関係に注目する必要がある。

第3章では、自立生活の現状および課題を明らかにするために「あきらめ」を構造的に捉えることを試みた。第2章の調査データおよび分析結果を踏まえて、SCAT分析方法を一部修正して用いた。SCAT分析の結果、第1章で示した分析概念である<否定的／肯定的／回避的あきらめ>のそれぞれの概念の構成概念を抽出し、その構成概念間の関係を整理し、自立生活前・後のそれぞれの「あきらめ」の構造を提示した。

自立生活前・後の「あきらめ」の3つの概念を比較すると、自立生活前は<否定的あき

らめ>がもっとも多く見られ、<回避的あきらめ>と<肯定的あきらめ>は僅かしか見られなかった。一方、自立生活後には<回避的あきらめ>がもっとも多く見られた。そして、<否定的あきらめ>が多少見られ、<肯定的あきらめ>は自立生活前と同じく僅かしか見られなかった。

表1 分析概念としての3つの「あきらめ」の様態

「あきらめ」	<否定的あきらめ>	<肯定的あきらめ>	<回避的あきらめ>
特徴	物事が明らかにできない	物事を明らかにする	思考停止、合理化
機能	自己否定 (仕方なく受け入れる)	自己肯定 (意味づけを変化させる)	現実回避 (心が揺れ動く)
結果	自分を制約する	代替可能なものの生成	自分の心を守る
感情状態	挫折、絶望、悲しみ、苦しみ、空しさ、怒り	割り切る、切り替える	逃げ出す、内省しない

自立生活前の介助関係は障害者が主体的な生活ができず、「介助する側が優先される」状況が作られていた。また、介助する側の「機嫌を窺う」など一方的依存関係による非対称的關係が見られた。一方、自立生活後の介助関係は基本的に障害者自らが契約することによって成立するものであるにもかかわらず、介助者が職を辞めることへの不安、介助の範囲をめぐる対立などから自分の生活欲求と介助者の欲求や都合を調整・妥協しながら生活することが見られた。以上の考察から、介助関係には非対称性または権力関係の側面が見られた。

第4章では、障害者の「あきらめ」の構造から明らかになった介助関係の非対称性について権力関係の視点から考察を行った。権力関係の概念は権力者—被権力者といった固定した関係としてではなく、相互性をもった関係として捉えた。これらの概念に基づく考察を通して障害者の自立生活における新たな介助関係について論じた。介助関係とは、社会構造の下で必然的に発生する障害者と介助者の非対称性的関係を前提に、自立生活理念の実現を目指して形成される障害者と介助者の主体的関係とする。次に、本研究における権力関係とは、権力が人と人、人と社会(環境)関係のなかで相互的に作用している状態を意味している。権力関係の理論的枠組みは主にフーコー(Michel Foucault)とガルブレイス(John Kenneth Galbraith)の権力理論を援用した。フーコーの権力論では、強制的に統制したり暴力を用いたりすることなく人びとの行動や意識をコントロールする力をもつ牧人権力の概念に着目した。ガルブレイスは「威嚇権力」や「報償権力」の概念のように実体概念としての権力観を示している一方、「条件付け権力」のように社会の構造が人びとに内面化していく権力の存在についても論じている。

自立生活後の障害者は介助関係で生じる問題を自分の個人的問題として扱うことや、今の生活を維持するためには仕方ない問題として位置づけることが分かった。<否定的あきらめ>がほとんどであった自立生活前の障害者の「あきらめ」は、自立生活後には<否定

的あきらめ>が減って、<回避的あきらめ>がもっとも多く見られるようになった。今後、障害者が自立生活理念に基づいた自立生活を送るためには、意味づけを変化させる<肯定的あきらめ>のもとに新たな権力関係を目指して行かなくてはならない。自立生活を送る障害者が<肯定的あきらめ>を持つことができるようにするためには、自立生活を営むうえで障害者と介助者のなかで生じる権力関係について両者を始め、社会が自覚的になり、今の権力関係の問題を認識することが必要である。介助関係には<非対称的権力関係>と別の権力関係として<状況選択的権力関係>が存在する。自立生活後の介助関係を権力関係の視点から考察した結果、自立生活をしている障害者は介助者との関係のなかで必ずしも主体的な自己決定に基づいた生活とは言えないが、自分の状況に合わせて自ら選択していくことが見られた。このような介助関係に見られる権力関係を<状況選択的権力関係>とした。自立生活前の障害者と親や施設の職員との関係には明らかな力の差があり、明らかに障害者の選択可能性は奪われていた。したがって、自立生活前の介助関係は<非対称的権力関係>と言える一方、自立生活後の介助関係にも権力関係はみられるが、それは自立生活前よりも障害者の自由や選択可能性が増加した<状況選択的権力関係>であると言える。自立生活の介助関係のなかに存在する<非対称的権力関係>や<状況選択的権力関係>を障害者と介助者の二者関係の問題ではなく健常者中心の社会意識や、社会的・制度的問題として位置づけて考えることから障害者の<肯定的あきらめ>の実現に向けた議論が可能になると考えられる。

終章では、研究のまとめと「あきらめ」の視点からの研究の意義、今後の研究課題について述べた。「あきらめ」の視点からの研究の意義は、問題設定において社会福祉学が重視する「当事者の視点」を位置づけることが可能であることと、「あきらめ」の構造を把握することによって社会的マイノリティの潜在化した課題の顕在化が可能と考える。

社会福祉学が重視する「当事者の視点」を位置づけることは、今までいわゆる「社会的弱者」と呼ばれている人びとが表に浮上する際には、主に研究対象者など客体化した立場からが多かったが、「あきらめ」の構造を視点に置いた研究は、当事者のなかに抑圧され、内在化した（社会的）問題を顕在化することが可能と考える。

また「あきらめ」の構造の視点は、潜在化した問題の顕在化に有効である。社会的弱者の問題は社会構造の下で生じる問題と言える。特に、健常者中心の社会によって障害をめぐる様々な問題が発生し、障害者は抑圧され、排除されることがある。しかし、生まれてから社会のなかで生活している我々が社会構造の問題を見ることは容易ではない。障害者は社会の差別に戦うためにはまず、自分のなかに潜んでいる健常者性と戦わなくてはならなかった。したがって、我々が社会構造の問題を見るためには自分の内面化している社会性そのものを一度外在化し、批判的に捉えることが求められる。そこで、社会的弱者の「あきらめ」は当事者に内在している社会構造による抑圧そのものを孕んでいると言える。

## 7) 本研究の限界と残された課題

本研究の課題は大きく2つがある。1つは、研究協力者を自立生活している肢体不自由者

に限定したことである。限定の理由については第 1 章で述べたように調査の限界および倫理的配慮の観点などを挙げたものの、肢体不自由者のみを対象にした本研究では障害者の「あきらめ」と提示することには限界があると考えられる。したがって、今後、障害種別ごとに見られる固有の「あきらめ」とは何かを明らかにしつつ、肢体不自由者以外の身体障害者および知的障害者、精神障害者などへの一連の研究を行っていきたい。

2つは、自立生活の中に存在する権力関係の考察をより深めることである。(第 4 章の第 1 節で少し触れたが) 本研究は、障害者は未だ介助者(健常者)と非対称的關係に置かれているゆえに、障害者の声をより社会に伝え、障害者の経験や文化が特殊なものではなく、社会の普遍的な認識の一部を成すことを目指して、障害者の立場からの介助関係とそこで権力関係を論じた。しかし、既述のように、介助関係および権力関係は相互関係から生じるものであり、障害者のみならず介助者の立場も重要となる。したがって、今後は障害者と介助者の両者関係における介助関係および権力関係について研究を行う必要がある。

## Ⅱ. 論文審査の結果の要旨

### (1) 論文の特徴

- ・従来の障害者の自立生活理念と自立に関わる研究には①自立生活前と自立生活後の生活は深い関係を持つが自立生活前と後を連続して捉える視点が不十分であったこと、②自立生活の課題が障害者と介助者の二者関係に止まり、課題が個人的な問題とされがちで、自立生活に潜在化した抑圧の存在を顕在化することが不十分であったこと、③介助者との相互作用を重視した研究は増えているが、障害者の生活の中から問題を見出すことが不十分であったことを指摘することができる。本研究はこれらの先行研究にみられる課題に対して自立生活後の生活のみならず、自立生活前の親元や施設での生活が現在の自立生活とどのように関係しているかという連続性の視点を持ち、「あきらめ」に着目しその変容を聞き取りデータを基に分析し自立生活の課題を実証的に論じた点に特徴がある。
- ・さらに、概念化を図った「あきらめ」を用いて自立生活前・後の介助関係にみられる「あきらめ」を分析し、「あきらめ」が介助関係という二者関係においてのみ生じるのではなく、社会意識、環境、特に権力関係のもとに生じていることを明らかにし、障害者の自立生活における「あきらめ」を社会的問題として改めて位置づけた点を高く評価できる。

### (2) 論文の評価

金在根氏の博士学位申請論文「障害者の『あきらめ』の構造と介助関係に関する研究——肢体不自由者の自立生活前・後の『あきらめ』の変容に着目して——」に関する論文審査の経緯と結果については以下のとおりである。

#### 1 博士論文中間報告会

《日時》2013年1月31日（木）15：00～16：15

《結果》研究科委員会での審査の結果、課程博士論文予備審査会の開催を「可」とする

#### 2 博士論文予備審査会

《日時》2014年10月11日（土）14：00～15：00

《結果》研究科委員会での審査の結果、論文博士論文の提出を「可」とする

#### 3 博士論文公聴会（審査会）

《日時》2015年1月31日（土）15：40～17：40

《審査方法》

- ・申請者による発表 : 40分
- ・指定討論者（外部副査）との討論 : 60分
- ・会場との質疑応答 : 20分

《審査結果》

- ・研究科委員会での審査の結果、金在根氏に博士（コミュニティ福祉学）の学位を授与することを「可」とすることを全員一致で判定